令和５年度研修会講演録

全国専修学校一般課程各種学校協会

全国専修学校一般課程各種学校協会研修会
講演録

令和５年６月１３日　会場：アルカディア市ヶ谷

消費税のインボイス制度の概要‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２

財務省主税局税制第二課　佐々木辰実 課長補佐

私立学校法の改正について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ９

全国専修学校各種学校総連合会　菊田薫 参与

全国専修学校一般課程各種学校協会役員名簿‥‥‥‥‥‥‥ １５

全国専修学校一般課程各種学校協会研修会　令和５年６月１３日 東京・アルカディア市ヶ谷

消費税のインボイス制度の概要

財務省主税局税制第二課 佐々木辰実 課長補佐

※　本講演録は令和５年６月 13 日時点の情報になります。（インボイス制度は令和５年 10 月１日より開始されています。）

【はじめに】

財務省の佐々木辰実と申します。今日はよろしくお願いします。

本日は消費税のインボイス制度について、皆様の業界が気を付けるべき点についても織り込みながらお話しさせていただきます。

【インボイス制度とは】

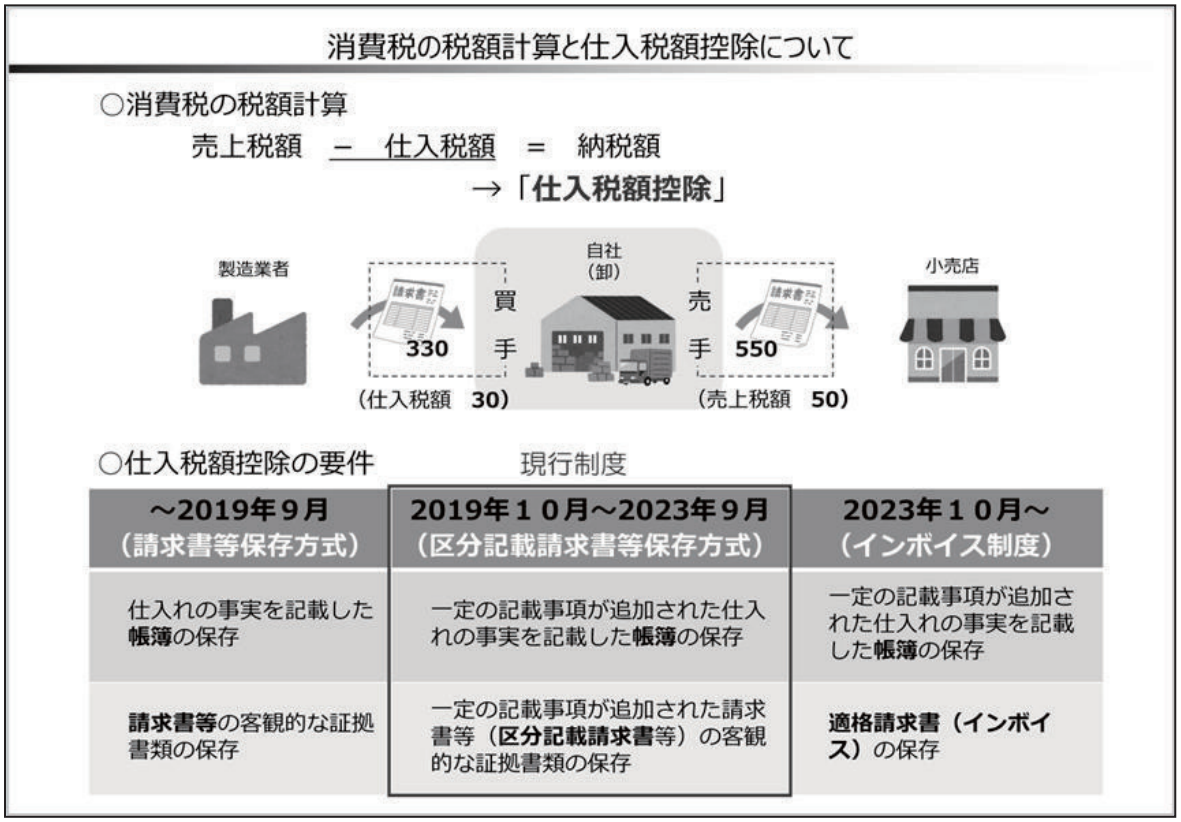

そもそも消費税の税額計算はどのように行うのか。また、消費税はどのように国に納められているのか、簡単な例を用いて説明します。

資料に「自社（卸）」とありますが、このなかには皆様のような「学校法人」も含まれます。営利法人だけを思い浮かべるかもしれませんが、非営利活動法人や学校法人も含まれます。

消費税の税額計算は、「売上税額－仕入税額＝納税額」となっており、決算が終わった後に納税額を計算して納めます。この仕入税額を差し引くことを「仕入税額控除」と呼びます。例えば、皆様の会社は「自社（卸）」、年間売上が 550 億円として売上に係る消費税額の 50 億円が手元にあるとします。この中から引き算という形で支払った仕入れや経費に係る消費税分を控除することができるということです。仕入れや経費の例として、輸送トラック購入や包装資材を購入する際に消費税を支払っています。また、倉庫の購入や修繕の際にも消費税を支払っています。そのような仕入れのための消費税額が 30 億円分あったとすると、上記の式に当てはめて、50 億円－30 億円＝20 億円、これを消費税として申告・納税するという仕組みになります。この 30 億円を控除することを「仕入税額控除」と呼びます。

仕入税額控除の要件として、帳簿と請求書等の保存が必要になります。仮に帳簿が保存されていない場合には仕入税額控除ができないこととなり、先の例で言うと、30 億円の控除ができず、50 億円の納税が必要ということになります。帳簿の保存に加えて必要なのが、請求書等の保存です。これまでは「区分記載請求書」というものの保存が必要でしたが、2023 年 10 月からは「適格請求書（インボイス）」を保存して下さいという形に変わります。帳簿とインボイスの両方の保存がないと仕入税額控除、すなわち引き算が出来ないということになります。

つまり、買い手として、取引先からインボイスを貰ってこなければ仕入税額控除ができない、売り手として、取引先へインボイスを交付しなければ、取引先が仕入税額控除できないこととなりますので、買い手・売り手の両面での理解が必要になります。

学校法人の場合について考えてみます。売上先である生徒は通常、税務署に消費税を納税していません。つまり、売上先の大部分の方々からはインボイスを求められないということになります。しかし、敷地内に看板を設置させてあげるとか、学校で作る冊子に企業広告を掲載させてあげるといった企業向けのサービスを提供しているケースがあるでしょう。主たる営業収入ではないが、営業外の収入があるはずです。この場合、顧客である企業は学校へ消費税を払っており、「インボイス」を貰いたいと考えます。他にも、学校による場所貸し、テナント貸し等もあると思います。学校内にコンビニエンスストアが入っていて賃料を受け取る場合には、消費税をもらっているはずです。賃貸人であるコンビニエンスストアの運営会社も「インボイス」を求めることとなります。

つまり学校法人の場合、主たる営業収入の売上先である生徒は「インボイス」を必要としないかもしれませんが、主たる営業収入以外の売上先である事業者は「インボイス」を必要としているかもしれないということです。

反対に、受け取り側の視点に立ってみます。仕入税額控除を行うためには、いろいろなケースで「インボイス」が必要になります。例えば、契約している電力会社や教材仕入れの業者、その他接待交際費で利用する店、あるいは一日だけ講演をお願いした講師等も一般的に対象になります。

インボイスとは何か？について端的に言えば、売り手が買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段です。請求書に限らず、物を売った人が買った人に提供する書類として、レシートや領収書などが挙げられます。納品書や利用明細など、金額や税率、発行者などインボイスに必要な記載事項が書かれていれば全てインボイスとなり、引き算（控除）のために必要となります。

インボイスを発行するに際して、特に新しいものを作る必要はありません。既に物の売り買い、サービス、貸借で金銭のやり取りが生じる場合には領収書等がやり取りされています。税率、税額が記載されている領収書等は、登録番号を追記するだけでインボイスとして利用でき、控除の対象になります。手書きでもレジスターで印字される請求書等でも、税率と税額を明記し登録番号を追加するだけでインボイスとして使用できます。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

○ **適格請求書等保存方式（インボイス制度）**

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ 売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの４年間における暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書
○○㈱御中
㈱△△
●年■月分　請求金額　43,600円
■月１日　割りばし　550円
■月３日　牛　肉　※　5,400円
：
合　計　43,600円
（10％対象　22,000円）
（８％対象　21,600円）
※は軽減税率対象

【記載事項】
① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日
③ 取引の内容
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
⑤ 軽減税率の対象品目である旨
⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

（ポイント）
- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- 免税事業者でも発行可能
- 区分記載請求書の“交付義務”はない

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書
○○㈱御中
㈱△△（T1234…）
●年■月分　請求金額　43,600円
■月１日　割りばし　550円
■月３日　牛　肉　※　5,400円
：
合　計　43,600円
10％対象 22,000円 内税　2,000円
８％対象 21,600円 内税　1,600円
※は軽減税率対象

【記載事項】
区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
② 適用税率
③ 消費税額

（ポイント）
- 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生

【免税事業者とインボイスの関係】

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

○　インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の３年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。

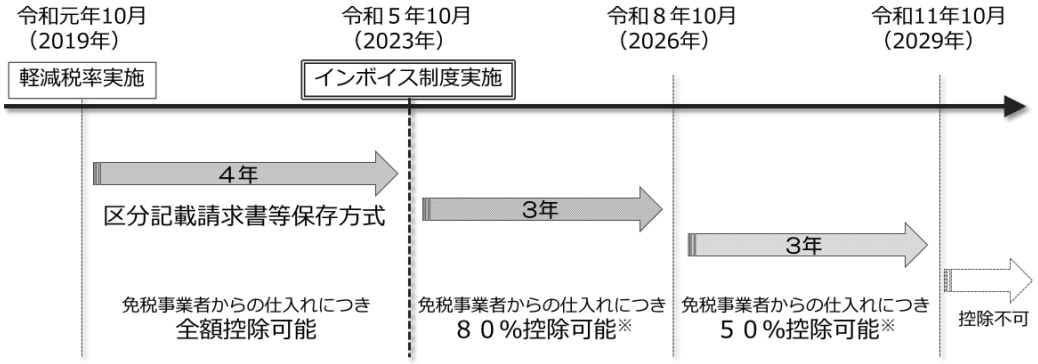

インボイス制度への円滑な移行のため、１０年間の経過措置期間を設けている

（免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討）

※　仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（８割控除・５割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

次に、消費税の納税義務がない「免税事業者」についてご説明します。

基準期間の売上高が１千万円以下の方は消費税を納めなくて良いと定められています。このような事業者を「免税事業者」といい、該当する方々は登録番号が付番されないためインボイスを発行できません。しかし、免税事業者であっても自ら申請して課税事業者になれば、インボイスを発行することができます。

皆様は相手がインボイス発行事業者（課税事業者）であった場合に限り、仕入税額控除を受けられますが、仮に取引先が免税事業者であった場合にはインボイスは出てきませんから、消費税分の仕入税額控除が受けられないということになります。しかし、インボイス制度への円滑な移行に係る経過措置として、免税事業者からの仕入れは、今後３年間、令和８年 10 月までは仕入税額相当額の 80%を、その後の３年間、令和 11 年 10 月までは仕入税額相当額の 50%を控除できることとされています。

また、皆様ご自身が免税事業者というケースも考えられます。学校教育法に基づき授業料等の売り上げが非課税になっており、これら以外の課税の売上が１千万円以下の場合には、免税事業者に該当します。

【営業外収入に係るインボイス発行、ペーパーレス化】

皆様の業界に影響がある部分について、学校内のテナントや掲示物の賃料、広告契約料等について、契約書に基づき毎月振込されている場合は、毎月、請求書や領収書を発行しないでしょう。契約書が既にあるためです。このような場合には、買い手において契約書と通帳や振込金受取書など実際に取引を行った事実を客観的に示す書類を保存しておけば、仕入税額控除が可能です。また、既存契約の場合など契約書に登録番号や税率、税額等の記載が無い場合には、通知書や覚書という形で登録番号など不足している事項をメールなどで共有し、それを保存しておいてもらうといった対応も可能です。

もし皆様が賃借している施設があれば、その使用料に消費税がかかりますのでインボイスを貰い控除を受ける、或いはスペースの賃貸に際しても振込で行っている場合は、必要な情報を通知する必要があるということです。

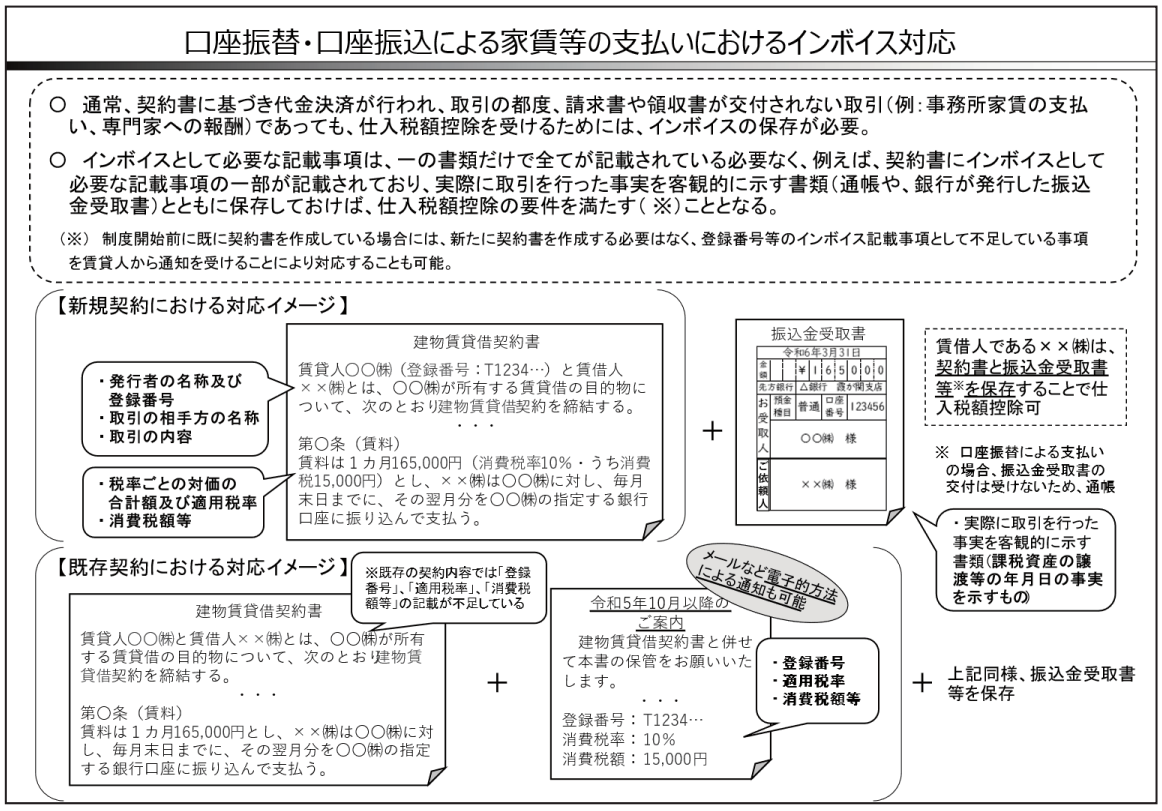

インボイスについては、紙による請求書等だけでなく、電子的に発行することも可能となっています。最近は通販等でもダウンロードにより領収書をもらえるようになっています。皆様もインボイスをメールで出しても良いし、受け取っても問題ありません。むしろ電子インボイスは、ペーパーレス化に役立つと考えられます。

【簡易課税制度について】

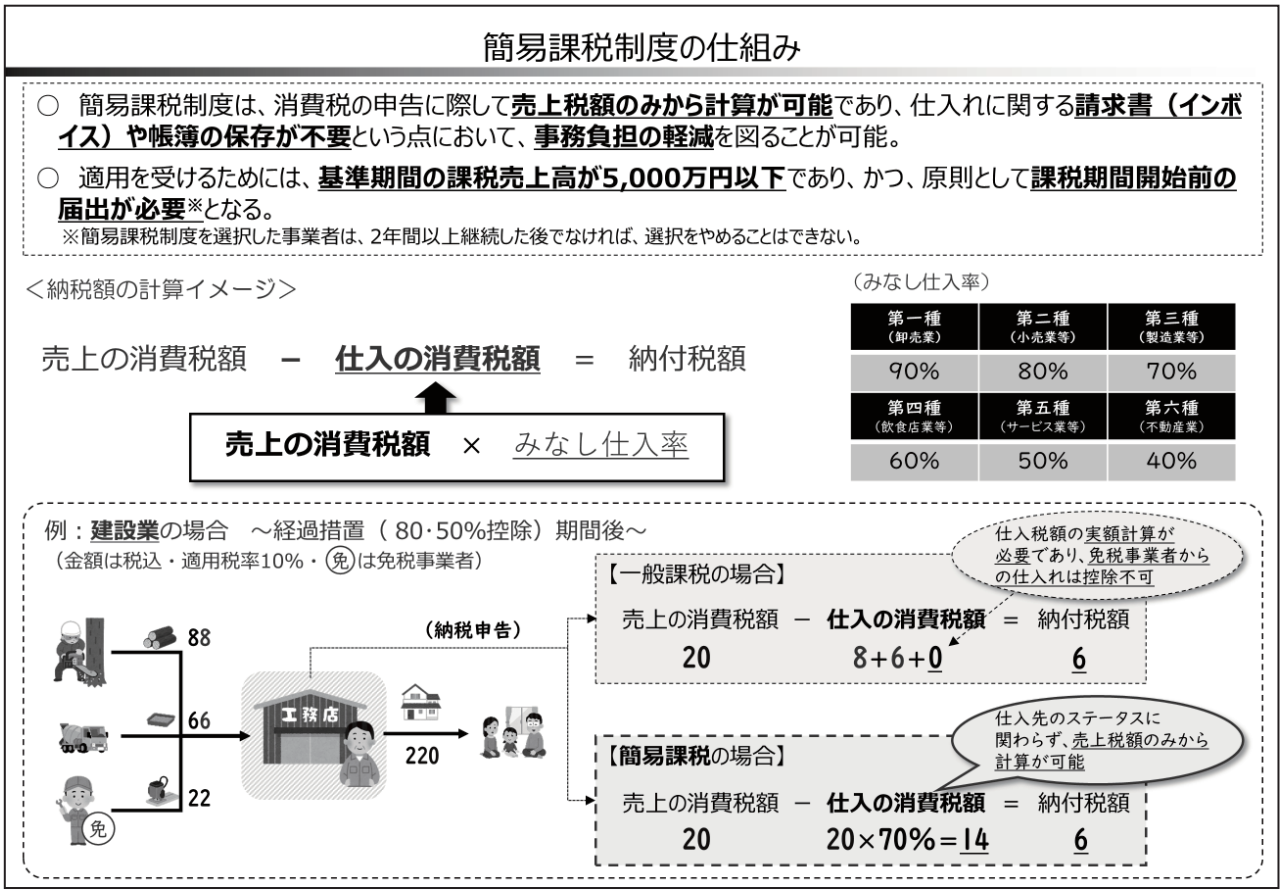

基準期間の売上高が５千万円以下の法人や事業者については簡易課税制度があります。課税される売上が５千万円以下の事業者は売上税額のみから仕入税額の計算が可能で、取引先がインボイス登録事業者かどうかを確かめなくても良いという制度です。

【まとめ】

インボイス制度への対応として以下の点について検討・対処する必要があります。

（売り手として）
①インボイスの登録をすべきか検討する
②営業外収入等に関する書類を把握して、登録番号等の必要な事項は記載して発行する
③この機会に電子帳簿、請求書発行を検討する

（買い手として）
簡易課税制度を適用すればインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能ですが、適用しない場合には、インボイスが無ければ仕入税額控除ができないので、大手企業以外の取引先や委託の講師等に対しては、登録の有無を確認するなどコミュニケーションを取ることが重要でしょう。
その他、令和５年度税制改正として、小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置や一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置、少額な返還インボイスの交付義務見直し等もありますので、経理の方々には確認をお願いしたいと思います。

私からの説明は以上になります。ご清聴ありがとうございました。

【小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置】

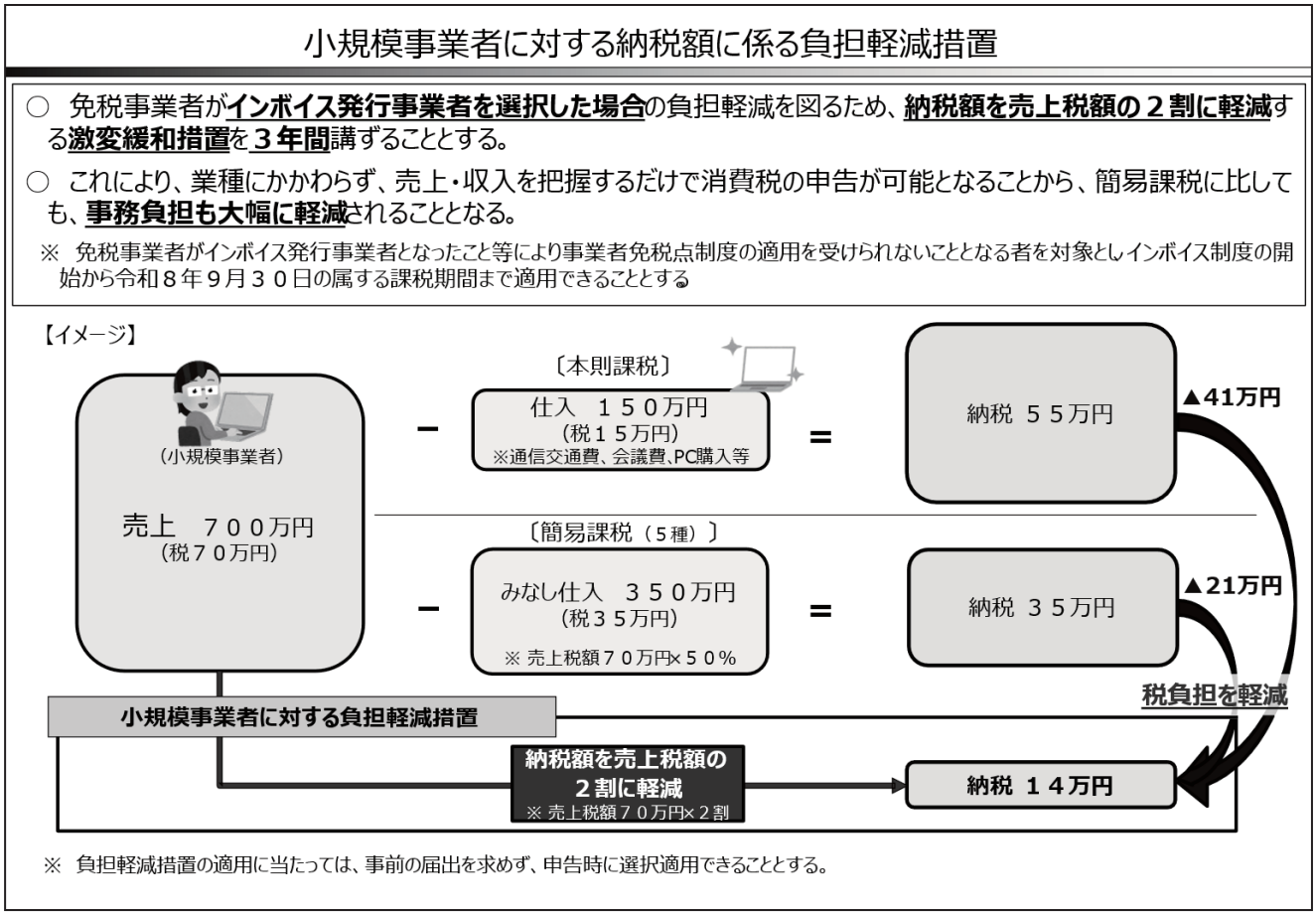

【一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置】

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

○　軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。

○　この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮**し、**柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【改正の内容】

○　基準期間（前々年・前々事業年度）における**課税売上高が１億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**６年間**、**１万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみ**で**仕入税額控除を可能**とする。

※　なお、基準期間における課税売上高が１億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後６か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

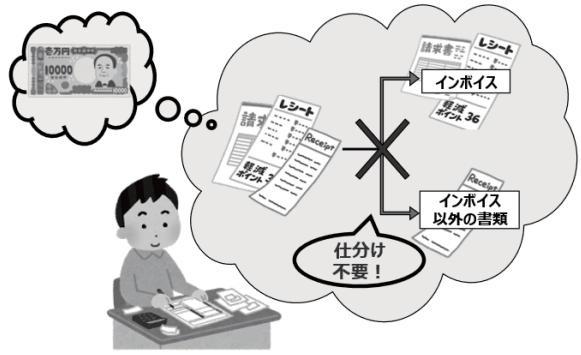

〔対象となる事業者の範囲〕

全事業者の**90.7%**が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、**現状の課税事業者**のみを対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和２年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計

（参考）日本クレジット協会のクレジットカード動態調査集計結果に基づき、クレジットカードの平均決済単価を推計すると**5,000円前後**となっている。

全国専修学校一般課程各種学校協会研修会　令和５年６月１３日 東京・アルカディア市ヶ谷

私立学校法の改正について

全国専修学校各種学校総連合会　菊田薫 参与

【はじめに】

本日は私立学校法の改正についてお話しさせていただきます。

文部科学省では、今回の私立学校法の改正に関する説明動画「私立学校法の改正について（mext.go.jp）」を配信しています。この動画は 90 分程度で、基本的には大臣所轄学校法人向けの説明となっています。知事所轄学校法人については対応しなくてよい部分がありますが、是非、ご視聴ください。

文部科学省では大学向け、都道府県担当官向けに説明会を開催しており、ホームページ上では説明資料を公開するとともに、内容を更新して周知を図っています。今日は新しい内容も含めて専修学校各種学校に関連深い部分の詳細な説明を交えつつ、ご紹介したいと考えています。

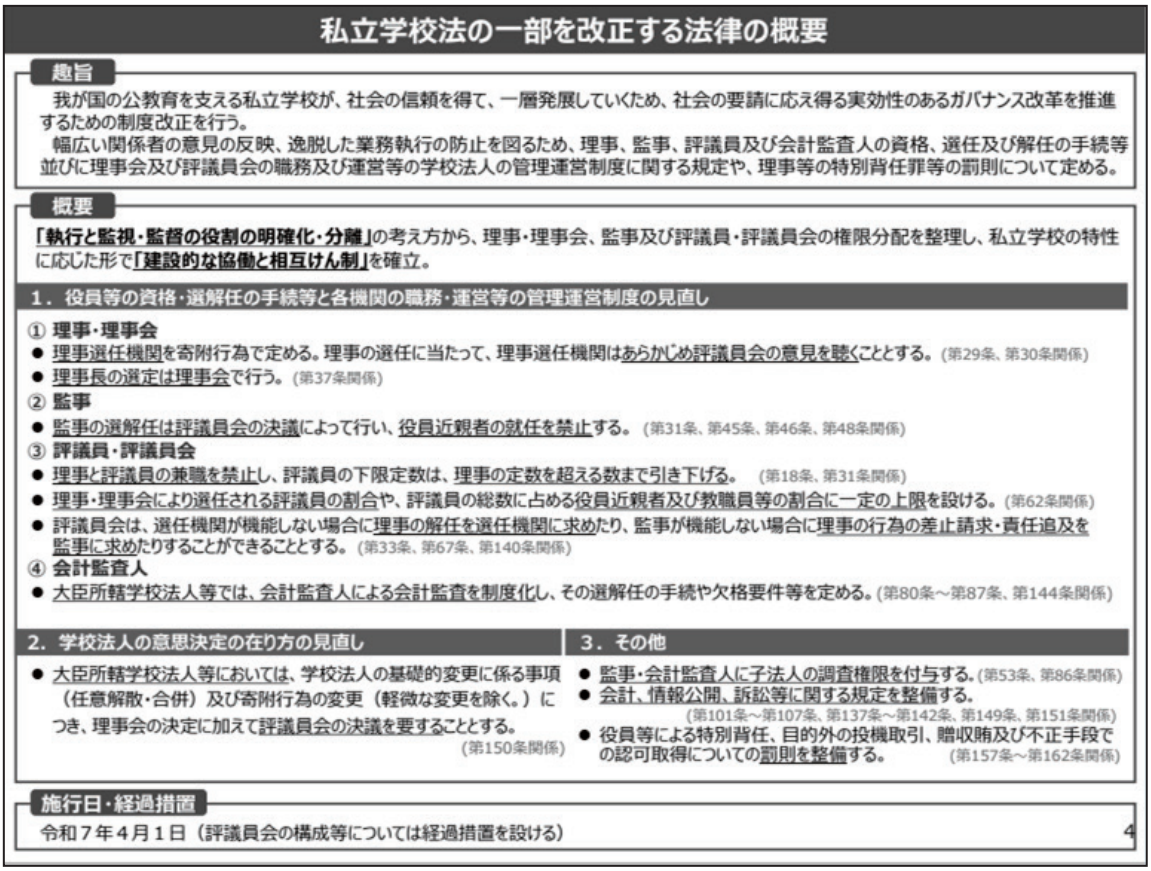

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。
幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。

1．役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会
- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。（第29条、第30条関係）
- 理事長の選定は理事会で行う。（第37条関係）

② 監事
- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。（第31条、第45条、第46条、第48条関係）

③ 評議員・評議員会
- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。（第18条、第31条関係）
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。（第62条関係）
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。（第33条、第67条、第140条関係）

④ 会計監査人
- 大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。（第80条～第87条、第144条関係）

2．学校法人の意思決定の在り方の見直し
- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。（第150条関係）

3．その他
- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。（第53条、第86条関係）
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。（第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係）
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。（第157条～第162条関係）

施行日・経過措置

令和７年４月１日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

4

今回の私立学校法改正は「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立するための制度改正です。令和２年の私立学校法改正では監査監事の権限、ガバナンスが強化されましたが、今回の法改正では前回の改正で不足している部分を重点的に取り上げています。元々、大学教育の改革が大きなテーマとして取り上げられている中、大学を運

営している法人そのものの改革も必要との観点から、今回の学校法人の改革へと繋がっていきました。
皆様ご承知のように、学校法人は私立学校法の中で定められていますが、今回は前回の改正よりも大幅な改革がなされます。それは社会的な要請によるためで、学校法人という公の器を使っているなら税制の優遇があるべきですが、優遇を受ける以上は社会に対する説明責任があるという考え方に基づいています。大学の不正等がニュースに流れるような事態を無くしていく改善です。

そもそも学校法人とは、自分はこのような教育を行いたいと考えた先生がおられ、その考えに賛同する方々が一緒に学校運営をしていくという形の教育です。つまり学校法人の根底には、理事長一人ではなく、教師や周囲の人々が建学の精神や理念に共感して行われる教育というものがあります。単なる財団法人等とはその点が違っているため、理事と評議員の兼務が可能という特異な世界を作ってきました。今後は、その２つを相互で監視・監督できるようにする相互けん制が必要で、そのために皆が努力することを「建設的な協働と相互けん制」と表現しています。

改正全体のスケジュール
スケジュールは以下の通りです。まず、文部科学省により寄附行為作成例の改正の後、各都道府県担当部局による審査基準改正等の実施、寄附行為の申請、認可のプロセスとなります。都道府県による説明会の予定等、一連の動向を注視していきたいと思います。

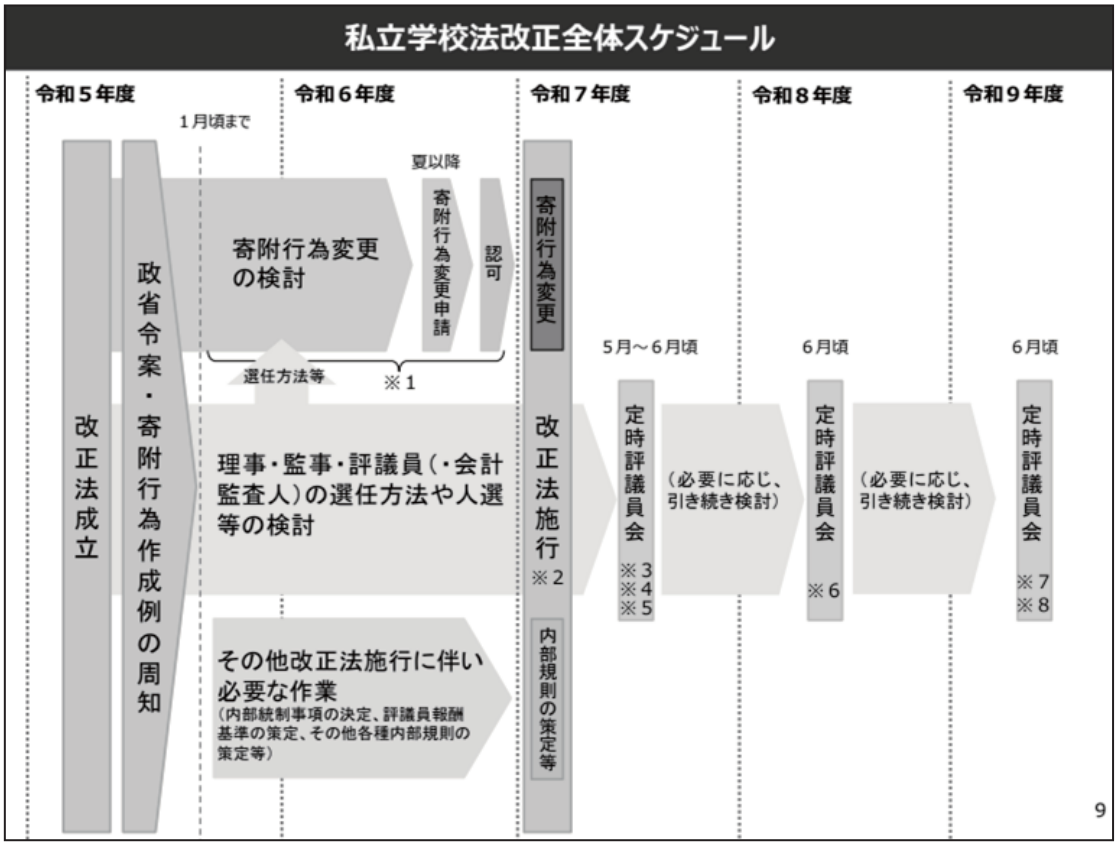

令和７年４月１日が改正私立学校法の施行日となっています。理事と評議員の兼職、特別な利害関係者の人数制限といった、理事と評議員の資格や構成要素が大きく変わります。６月に開催される評議員会終了のときが具体的な制度実施のタイミングとなります。
理事・監事・評議員等を整備するための経過措置として都道府県知事所轄の学校法人は、令和９年の６月頃、大学法人については令和７～８年の６月頃までの猶予期間が設けられています。但し、寄附行為の

改正に関しては令和７年３月 31 日を期限に変更が必要です。
皆様は各都道府県知事所轄学校法人向けの寄附行為のモデルをご確認の上、早目の検討を行い認可を受けて下さい。

【理事･理事会、監事、評議員･評議員会改正のポイント】

はじめに理事・理事会に関し、特に注意が必要なポイントを挙げていきます。
〖任期〗
それぞれの役職にある者は、年度内の任期であっても、６月頃に行われる定時評議員会の終結の時までは責任が有ると法律で定められました。
〖選任方法〗
今後は、理事選任機関を設けて選解任を行います。文部省の寄附行為作成例の中に、理事選任機関は評議員会と定める、あるいは独立した機関を作るなど、いくつかのパターンが示されているので選択して下さい。評議員会の意見を聞かないと理事を決定できない規則になりますので、最も単純な方法は評議員会を選任機関とすることです。
〖構成要素〗
これまで学校長は必ず理事会に入る必要がありました。これは同様ですが、外部理事が１名以上、専門学校のうち、修学支援新制度の確認校になっている場合は２名以上必要です。その他、特別な利害関係を有していないことという条件も重要なポイントです。
〖その他〗
理事の職務内容に関する理事会への報告義務が年２回あります。ちなみに大臣所轄の学校法人は年４回と定められています。

理事会の運営について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	現行	改正後
招集権者	理事長	各理事（寄附行為又は理事会の定めにより理事会招集担当理事を定めることが可能）（41Ⅰ）
招集手続き	法令の定め無し	理事会の１週間前までに、理事・監事に通知を発出（全員の同意があるときは不要）（44Ⅰ）
招集に関する特例等	・理事長は、寄附行為の定めるところにより、理事から理事会の招集請求があった場合は、招集義務 ・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事長に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）	・招集権の無い理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（41Ⅱ・Ⅲ） ・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事会招集権者に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（57）
議長	理事長	法令の定め無し（基本的に理事長を想定）
議決要件	・理事の過半数の出席による開催 ・出席した理事の過半数で議決（可否同数のときは議長が決する）	議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う（42Ⅰ）
議決要件の例外	合併・解散は、理事の総数の２／３以上の同意が必要	・寄附行為の変更は、議決に加わることができる理事の２／３以上の賛成が必要（42Ⅱ①） ・合併・解散は、理事の総数の２／３以上の賛成が必要（42Ⅱ②）
参加方法の特例	法令の定め無し	寄附行為の定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決に参加可能（42Ⅳ） ※書面開催による決議は不可、オンライン開催による決議は可

18

評議員・評議員会については大きな改正があります。

評議員会は元々、諮問機関でした。改正後も基本的には諮問機関ですが、あわせて監視・けん制機能等が強化されます。理事、監事や理事選任機関に対する権限が加えられました。

評議員の資格は、職務が重くなったことから、学校法人教育又は研究の特性を理解し、適切な運営に必要な識見を有する者に限定され、その選解任は寄附行為の定めるところに依っています。評議員会には理事会を監視監督する職務があるため、理事会が評議員を選任するのではなく、客観性をもって選任する必要があり、その他人数等に関する構成要件も明記しなければいけません。

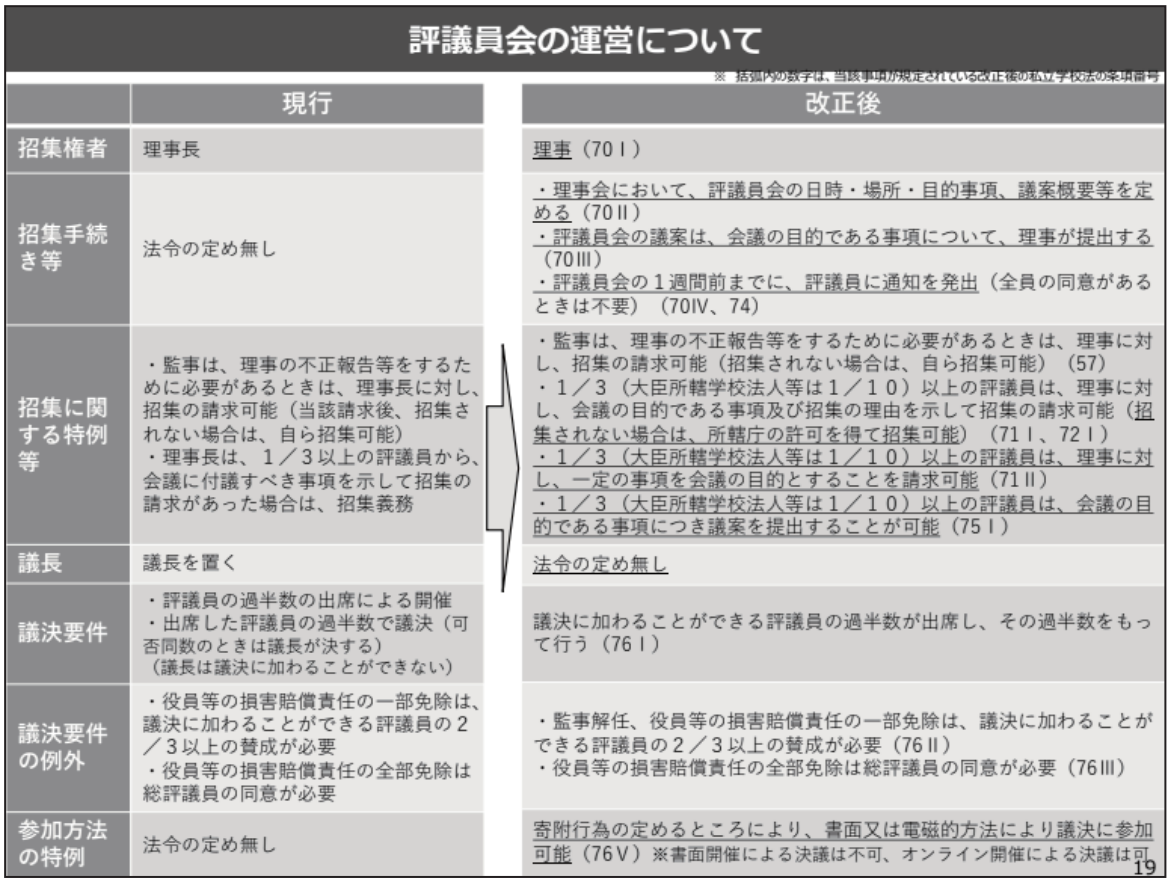

理事会・評議員会の運営については招集・議決・参加方法等に関し、幅広く定められているのが特徴です。

理事会決定に関する評議員会の関与は、基本的に知事所轄学校法人については現行とほぼ変わりありませんが、これらの事項以外について、任意で各学校の寄附行為に「意見聴取」や「決議」が必要であると規定することは可能とされています。

次に監事について注意が必要なポイントです。監事の資格は、学校運営その他の学校法人の業務または財務管理について識見を有する者と定められました。職務として理事会に加え、評議員会に出席し報告と意見を述べることが必要になります。さらに子法人に対する調査権も持つことになります。

選任には監視監督の分離・相互けん制の意図により評議員会の決議が必要で、当然、理事、評議員等との兼職は禁止です。

【規模に応じた区分】

規模に応じた区分については、都道府県知事所轄の学校法人であっても、規模の大きな学校に関しては大臣所轄学校法人と同様に取り扱うと定められています。この内容は政令で定められます。具体的には、①事業活動収入 10 億円又は負債 20 億円（通常会計による）以上である。②３以上の都道府県において学校教育を行っている。この両方に該当した場合は、大臣所轄学校法人等の規定が適用されますのでご注意下さい。

【役員および評議員会の兼務禁止と経過措置、理事選任の手続等】

役員、評議員の兼職禁止と親族等の特殊の関係にある者の就任については、法令で定められますのでご確認下さい。

都道府県知事所轄の学校法人については、令和９年の６月頃までに特別の利害関係者について解消が必要です。

経過措置として、改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期について次のように定められました。

現在の理事・監事・評議員で資格要件を満たさないため交代が必要な場合、改正法施行の際（令和７年４月１日）に在任している理事・監事・評議員の任期は、以下(1)又は(2)のいずれか早い方となります。

(1) 現在の任期が満了する日

(2) 令和９年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

ただし、改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件を満たさない者については、令和７年度の最初の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要があります。逆に現行の任期により４～６月が空白となってしまう役員がいる場合は、寄附行為の附則等で任期を延長すれば、スムーズに移行ができると考えられます。

【理事選任の手続】

続いて理事の選任手続きの流れと注意点についてです。

たとえば理事会が理事選任機関となっている場合は注意が必要です。理事会は新理事選出に際し、評議員会の意見を聞くという定めがあります。つまり理事選任機関の役割として理事を決定する際には、一度評議員会を開催して意見を聞いてから理事の選任を決定し、最終的に定時評議員会で決議するという手続きが必要になりますのでご注意下さい。

同様に、第三者により理事選任機関を設定する場合も、評議員会を開催し意見を聞いてから、定時評議員会で決定する必要があります。

令和５年３月 22 日の衆議院文部科学委員会の附帯決議には「三　学校法人の理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、各学校法人の理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保するよう周知を図ること。」と書かれています。その他、特に小規模の学校に対する配慮が重要であること、各都道府県に対して丁寧な説明や調整が行われるよう努めること等も決議されています。学校法人は大学以外の教育機関の数の方が多いので、都道府県が動かないと制度改革は上手くいかないという考えにより決議されたものです。

また令和５年４月 25 日の参議院文教科学委員会の附帯決議では、本法により新しく選任される理事及び評議員は一層の重責となるので、研修や情報提供が必要であると決議されました。

【学校法人会計基準の改正】

その他ですが、学校法人会計基準に関しては、私立学校振興助成法に基づく基準から私立学校法に基づく基準に位置づけ直すことになりました。全ての私立学校法人は定められた新会計基準に従わなくてはなりません。これまでとの大きな違いは、これまでの補助金を受け取ることを目的としたものから、情報を開示して社会的説明責任を果たすこと、つまり、決算書類の結果を公表する、閲覧可能な状態で保存しなければならないとした点です。令和５年 12 月頃に省令改正案の周知、令和６年４月から準備期間を経て令和７年４月から新会計基準の施行が予定されているので、令和８年の決算時に正しく整えて下さい。

【今後のために】

最後になりますが、文部科学省の私立学校法の改正（令和５年対応）に関するホームページには説明資料、説明動画の他に法改正に関する問い合わせフォームから改正内容にかかる質問が可能になっています。必要に応じてご活用ください。

また、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が運用する役員賠償責任保険という制度があります。令和２年の私立学校法改正時には理事や監事の損害賠償の責任が求められる可能性があるとご説明させていただきました。今回の改正により評議員会の機能が強化され、評議員も理事・監事と同様の責任が課されますので、学校法人を取り巻く環境への対処もお考えいただければと思います。

以上が私からのご説明になります。ご清聴ありがとうございました。

全国専修学校一般課程各種学校協会　役員一覧

令和５年度　役員名簿

（敬称略）

役職	都道府県	氏　名	学　校　名
会長	栃木	細野　美貴	真岡珠算簿記学校
副会長	兵庫	帆苅　絹代	加古川ファッションカレッジ
副会長	東京	守谷　たつみ	専修学校早稲田予備校
理事	埼玉	武藤　嘉之	大宮珠算学校
理事	東京	江副　隆秀	新宿日本語学校
理事	東京	香川　順子	メロス言語学院
理事	東京	篠原　克彦	東洋言語学院
理事	富山	瀬尾　和子	瀬尾学園　総合カレッジＳＥＯ
理事	岐阜	立木　　明	立木珠算学校
理事	大阪	窪津　典明	専修学校夕陽丘予備校
理事	福岡	古川　　晃	田中重子製帽専門学院
理事	熊本	木庭　順子	専修学校熊本壺溪塾
監事	石川	坂本　繁夫	ドライビングスクールエクシール城東
監事	沖縄	白岩　直明	沖縄写真デザイン学校

全国専修学校一般課程各種学校協会 令和５年度研修会 講演録

令和６年３月

発行　全国専修学校一般課程各種学校協会
〒102-0073　東京都千代田区九段北 4-2-25　私学会館別館 11 階
電話　03（3230）4814